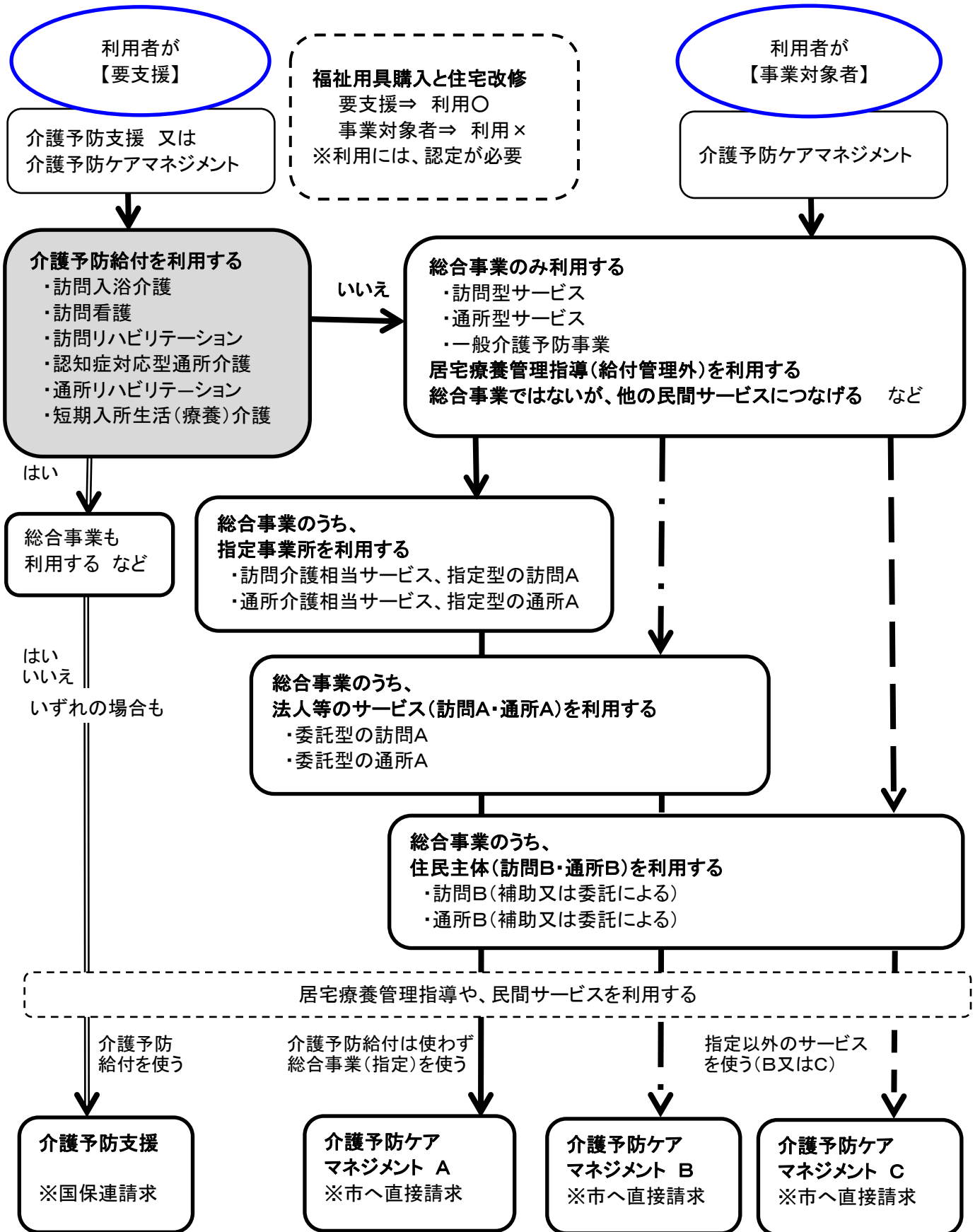


「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント(A・B・C)」の分類チャート

※事業対象者＝介護認定を持っていない方で、基本チェックリストのリスク該当者(被保険者証を発行)



一般介護予防事業のみ利用する場合は、介護予防ケアマネジメントの対象外です。
例として、住民主体の宅老・サロン(月1回など)、飯高でのサテライト型サロンなどが一般介護予防事業です。